

山梨県立大学教育戦略会議規程

(令和6年4月1日制定 大学第6012号)

(趣旨)

第1条 公立大学法人山梨県立大学基本規則（以下「基本規則」という。）第33条の2第2項の規定に基づき、必要な事項を定める。

(分掌)

第2条 教育戦略会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 公立大学法人山梨県立大学定款第21条第5号及び第7号に規定する事項
- (2) 学位プログラム、共通教育課程に係る教育プログラム、教職課程に係る教育プログラムその他の教育プログラム（以下「学位プログラム等」という。）の設計、運用及び評価に関する事項

(組織)

第3条 教育戦略会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教務を担当する副学長
 - (2) 学科長（看護学部においては、学部長が指名する者）
 - (3) 教育プログラム運営委員会の長
 - (4) 学務課長
 - (5) 池田事務室長
 - (6) その他学長が指名する者
- 2 教育戦略会議に議長を置く。
- 3 議長は、第1項第1号の者をもって充てる。
- 4 議長は、教育戦略会議の会議を招集する。

(教務委員等)

第4条 国際政策学部及び人間福祉学部の各学科、看護学部並びに教育プログラム運営委員会に、次に掲げる事務を行うため、教務委員を置く。

- (1) 学位プログラム等の設計及び評価
 - (2) 学位プログラム等の運用
- 2 前項の教務委員は、それぞれの部署に所属する教員をもって充てる。
- 3 教務委員の任期は2年とする。ただし、補欠の教務委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 教務委員は、再任されることができる。
- 5 教務委員相互の連絡調整のため、連絡会議を置く。
- 6 連絡会議に必要な事項は、教育戦略会議において定める。

(教育改革推進室による支援)

第5条 教育改革推進室は、学位プログラム等の設計、運用及び評価に関する事務が円滑に行われるよう支援を行うものとする。

(事務)

第6条 教育戦略会議の事務は、教育改革推進室において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、教育戦略会議に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(教務委員の任期の特例)

2 第4条第3項の規定にかかわらず、この規程の施行の日に教務委員に就く者の任期については、同項中「2年」とあるのは「1年」とする。